

○社会福祉施設燃油価格高騰対策支援金 Q & A

R4/1/27版

No.	問	回答
1	申請対象となる自動車は運営法人や事業所名義の自動車のみか。サービスを提供する上で、事業所職員から借り上げた車両は対象外か。	<p>利用者の送迎や居宅への訪問等に使用するために事業所職員から借り上げた車両については、走行距離に応じたガソリン代を事業所が肩代わりしている、訪問件数に応じたガソリン代を支給しているなど、車両の使用状況を反映した手当を職員に支給しているものに限り、申請対象としています。</p> <p>毎月定額の手当や定額のガソリン券の支給など、ガソリン代の高騰があっても事業所としての負担が変わらない場合は申請できません。</p> <p>なお、法人や事業所名義の車両であっても、サービス提供に使用していない車両は申請対象外です。</p>
2	非常勤職員やパート職員等、常勤以外の職員から借り上げた車両は対象外か。	No.1と同様に、非常勤職員やパート職員等から借り上げた車両についても、走行距離に応じたガソリン代を事業所が肩代わりしている、訪問件数に応じたガソリン代を支給しているなど、 車両の使用状況を反映した手当を職員に支給しているもの に限り、申請対象となります。
3	送迎加算は取得していないが、実際に利用者の送迎を行っている場合、本補助金の申請は可能か。	利用者の送迎に使用している車両については申請可能です。送迎加算の取得は必須要件ではありません。
4	就労系の事業所を運営しているが、取引先への納品のために使用している車両は対象外か。	<p>利用者が同乗しての納品かどうかに関わらず、取引先への納品のために使用している車両は申請できません。</p> <p>納品により発生する費用については、生産活動の一環として生じるものであり、生産活動収入でまかなわれるべき経費となります。本補助金は生産活動により発生する経費を補助するものではないため、申請対象外となっております。</p> <p>なお、利用者の送迎と納品の両方に使用している車両は申請可能です。</p>
5	運営法人の法人格に縛りはあるか。	申請対象となる法人格に制限は設けておりません。対象となるサービス種別の指定を受けていれば、いずれの法人格であっても申請可能です。
6	基準該当のサービスを提供しているが、本補助金の申請は可能か。	基準該当の事業所については本補助金の対象外となります。
7	送迎等のサービス提供を行う車両をリース契約しており、法人（事業所）名義ではないが、ガソリン代自体は法人（事業所）で負担している。申請を行うことはできるか。	リース契約車両についても、利用者へのサービス提供に使用したものは申請可能です。ただし、サービス提供期間中のリース契約書類やリース車両の車検証のコピーを保管し、指導監査で本補助金について問われた際に提示できるよう整備してください。
8	同一の事業所で介護保険と障がい福祉の両方のサービス（共生型サービス）を一体的に行っている場合はどちらが優先か。	主として使用するサービスの分野（高齢者又は障害者）において申請してください。（重複申請はできません。）
9	就労継続支援A型において、施設外就労先への行き来に利用している車両は申請可能か。	施設外就労先への利用者の移動等、支援の一環として使用の車両であれば申請可能です。なお、単に納品等の業務にのみ使用の車両は申請できません。

10	証拠書類はどのようなものを揃えておけば良いか。	申請書には添付の必要はありませんが、支援金に係る証拠書類として以下の書類を事業所内へ保管（5年間）していただく必要があります。 ①交付申請書（メールで送付した申請書の写し） ②収入及び支出の関係を示す書類（決算書類等） ③申請した自動車と保有者との関係を示す書類（車検証、車庫証明等） ④自家用車の場合、保有者と事業所の関係を示す書類（雇入通知書、労働条件通知書、給与明細等） ⑤常勤換算算定の基となる令和4年6月分の勤務表（実績）
11	8月1日以降に指定を受けた事業所・施設等は交付の対象となるのか。	対象となりません。 なお、本事業は障害福祉サービス等の安定的な提供の継続を図るためのものであることから、令和4年6月までにサービス提供実績があること(令和4年7月1日時点で指定を受けていること。)が条件となります。
12	申請可能な車両は、どの時点で使用している必要があるのか。	交付要綱に定める基準日（令和4年7月1日）時点で使用している車両が対象となります。
13	公設民営の事業所・施設は対象か。	対象として差し支えありません。（公営の事業所・施設以外は対象となります。）
14	多機能型事業所において同一の車を使用している場合はどうなるのか。	どれか1つのサービス種別を選択のうえ申請してください。（重複申請はできません。） なお、訪問系サービスとの多機能型（例：児童発達支援・保育所等訪問支援）の場合も、いずれか1つのサービス種別を選択しますが、訪問系サービスを選択する場合は、多機能型事業所全体の職員常勤換算数の範囲内で申請していただくこととなりますので御注意ください。
15	同一の事業所において、介護と障害双方の指定を受け訪問サービスを提供している場合、算定した常勤換算職員数を用いて「介護区分」、「障害区分」にそれぞれ申請をしてよいか。	介護サービスと障害サービスを一体的に運営（人員基準上の常勤換算職員数を兼ねている）している場合、算定された職員数が「介護区分」と「障害区分」合わせた申請可能台数となります。従ってこれを重複して使用し、事業所としての常勤換算職員数を超える形で申請を行うことはできません。 （例） ○一体的に運営する介護事業所、障害サービス事業所の常勤換算職員数が3名で、車両5台、主として使用するサービスが「障害」の場合 →主として使用するサービスが障害であるので、「障害区分」において常勤換算職員数3人分の3台を申請することとなります。車両としては残り2台ありますが、事業所としての常勤換算数が3人であり、既に「障害区分」の支援金算定上使用した3人分を再度使用して「介護区分」で残り2台分の申請を行うことはできません。
16	申請書の受付はどの様にするのか。	提出方法は県HPを御確認下さい。なお、受付完了日から原則2営業日以内に「受領確認メール」を送信します。このメールをもって「申請書提出済み」の取扱いとしますので、受領確認メールを必ず確認してください。
17	交付決定の方法、振り込み時期はいつ頃か。	申請書受付後、審査を行い、適正と認められた場合は、申請書に記載の口座に申請額を振り込みます。指定口座への振り込みをもって交付決定されたものとみなします。（別途交付決定通知は発送しません。）振り込みは、令和4年8月～10月を予定していますが、審査状況によっては、11月以降になる可能性があります。
18	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と口座名義は一致（法人名のみ名義は可）する必要があり、これが異なる場合、支払いができません。ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能ですので、HPから委任状様式ダウンロードの上、申請書と合わせて御提出ください。 ※口座について、施設ではなく法人施設会計区分ごとに法人で管理している場合は提出不要です。 （例：申請者＝「〇〇福祉会」、施設名＝「△ホーム」の場合、口座名義＝マルマルカクイセカクイカクホム）

19	口座名義（カナ）を入力する際に、注意することは何か。	<p>以下の点に特に注意してください。これを満たさない入力の場合は、支払い不能となります。</p> <p>口座名義については、通帳を確認しながら、通帳に記載されている名義を半角カタカナで入力してください。（そのまま入力すると、半角カタカナ入力になるようあらかじめ書式設定をしています。）</p> <p>なお、スペース、濁点（・）及び半濁点（゜）を含め30文字以内です。</p> <p>また、「小さいヤ」や「小さいヨ」については、大文字で入力する必要があります。例えば、「ツカイクツホウガン」といった文字をそのまま入力すると、「ヤ」が小文字となります。この場合、これを削除し、大文字の「ヤ」に変換してください。</p> <p>×「ツカイクツホウガン」→○「ツカイクツホウガン」、×「カ' ヲガ イヤ」→○「カ' ヲガ イヤ」</p>
----	----------------------------	---